

(写)

千労発基 0711 第1号
令和7年7月11日

千葉地方最低賃金審議会

会長 村上 典子 殿

千葉労働局長

小山 英夫

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いします。

なお、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意していただくよう、併せてお願いします。